

飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第10号

飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例

飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 市指定有形文化財(第4条—第18条)</p> <p>第3章 市指定無形文化財(第19条—第24条)</p> <p>第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財(第25条—第31条)</p> <p>第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第32条—第37条)</p> <p>第6章 市登録有形文化財(第38条—第47条)</p> <p><u>第7章 市特定歴史的建造物(第48条—第51条)</u></p> <p><u>第8章 文化財保護審議会(第52条)</u></p> <p><u>第9章 雑則(第53条・第54条)</u></p> <p><u>第10章 罰則(第55条—第61条)</u></p> <p>附則</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あら</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 市指定有形文化財(第4条—第18条)</p> <p>第3章 市指定無形文化財(第19条—第24条)</p> <p>第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財(第25条—第31条)</p> <p>第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第32条—第37条)</p> <p>第6章 市登録有形文化財(第38条—第47条)</p> <p><u>第7章 文化財保護審議会(第48条)</u></p> <p><u>第8章 雑則(第49条・第50条)</u></p> <p><u>第9章 罰則(第51条—第57条)</u></p> <p>附則</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あら</p>

かじめ、第52条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

(指定)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ第52条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

第7章 市特定歴史的建造物

(特定歴史的建造物の登録)

第48条 教育委員会は、次の各号に定める建造物のうち、文化財として価値を有する歴史的建造物で保存と活用を図るために特に必要と認められるものを、飯塚市特定歴史的建造物(以下「市特定歴史的建造物」という。)に登録することができる。

- (1) 法第57条第1項に規定する登録有形文化財
- (2) 第38条第1項に規定する市登録有形文化財
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるもの

2 前項の規定による市特定歴史的建造物の登録には、第4条第2

かじめ、第48条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

(指定)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ第48条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

項から第5項までの規定を準用する。

- 3 第1項の規定による登録をしたときは、当該市特定歴史的建造物の所有者に登録証を交付しなければならない。

(登録の抹消)

第49条 市特定歴史的建造物が市特定歴史的建造物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

- 2 前項の規定による登録の抹消をするときは、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

- 3 市特定歴史的建造物について法第27条第1項又は県条例第4条第1項若しくはこの条例第4条第1項の規定による指定があったときは、市特定歴史的建造物の登録は抹消されたものとする。

- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市特定歴史的建造物の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 5 第2項の規定による市特定歴史的建造物の登録の抹消の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市特定歴史的建造物の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(現状変更の許可等)

第50条 市特定歴史的建造物の所有者は、市特定歴史的建造物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為を行うときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 当該市特定歴史的建造物の所有者は、前項の許可の申請を行うおうとする場合、あらかじめ別に定める当該市特定歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画(以下「保存活用促進計画」という。)を策定し、教育委員会の同意を得なければならない。

3 教育委員会は、市特定歴史的建造物の所有者に対し、保存活用促進計画の策定や現状変更等に関して、必要な指示のほか、指導や助言等の技術的指導を行うことができる。

4 当該市特定歴史的建造物の所有者は、保存活用促進計画を変更するときは、教育委員会の同意を得なければならない。

(準用規定)

第51条 第6条、第40条、第41条、第44条、第45条及び第46条の規定は、市特定歴史的建造物について準用する。

第8章 文化財保護審議会

(設置等)

第52条 (略)

第7章 文化財保護審議会

(設置等)

第48条 (略)

第9章 雑則

第53条 (略)

(委任)

第54条 (略)

第10章 罰則

第55条 (略)

第56条 (略)

第57条 (略)

第58条 (略)

第59条 (略)

第60条 (略)

第61条 (略)

第8章 雑則

第49条 (略)

(委任)

第50条 (略)

第9章 罰則

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第56条 (略)

第57条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。